

令和 7 年度

荒川中部農業水利事業
導水幹線支線用水路整備工事
(小前田用水路)

特別仕様書
(当初)

関東農政局 荒川中部農業水利事業所

第1章 総 則

荒川中部農業水利事業導水幹線支線用水路整備工事（小前田用水路）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営荒川中部土地改良事業計画に基づき、かんがい用水を供給するための開水路等を改修するものである。

2. 工事場所

埼玉県深谷市小前田地内ほか

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

○小前田用水路

施工延長 L=583.445m

施工始点 測点 BP

施工終点 測点 IP6+6.09

内訳

管更生工法（反転工法） φ 400mm L=135.899m (SL=136.075m)

φ 600mm L= 14.777m (SL= 14.778m)

管状不織布含浸熱硬化性樹脂材 t=6.0mm、4.5mm、3.5mm

開水路補修工 1式

ネットフェンス L=90.4m

片開き門扉 3組

○左・右幹線、本郷用水路、武川用水路

内訳

メッシュフェンス L=1,313.6m

片開き門扉 3組

砂利舗装 A=759.5m²

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内施工は非かんがい期となる 10 月 1 日以降でなければ工事着手できない。

また、契約日から令和 7 年 8 月 31 日までは余裕工期とする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を月当たり 14 日／月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8 月 12 日～8 月 16 日）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、午後 5 時から午前 8 時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1－1－10 に規定している現場技術員を配置する。氏名等について別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

1) 騒音・振動基準は、深谷市環境保全条例に準拠するものとし、工事用地と民地との境界において、騒音基準値を 85db、振動基準値を 75db 未満とするが、これを超える場合は、作業を一時中止し監督職員と協議するものとする。

2) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な捗進に努めなければならない。

3) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、対策について監督職

員と協議を行うものとする。

(2) 保安対策

- 1) 工事用車両の工事現場への出入りに際しては、資機材、土砂搬入出は深谷市市道を利用するものとするが、安全対策等については、関連工事と調整し保安対策を講じるものとする。
- 2) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 3) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しており、のべ条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代制
深谷市道 285、320 号線（管更生工法）	1名／日	1組	昼間	無し
深谷市道幹 136、286 号線（小前田用水路 2 号、3 号サイホン仮設ヤード）	1名／日	1組	昼間	無し

(3) 交通対策

- 1) 本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。また、図面に示す工事用道路での走行は徐行とし、民家周辺においては特に留意するものとする。
- 2) 深谷市道等の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
- 3) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。
- 4) 開水路の改修により民家への出入りが困難となる場合は予め居住者と作業時間等の調整を行うものとする。

(4) 安全対策

夜間及び休業日において開口部を残す場合は、照明設備や覆工ネット等により転落防止措置を図るものとする。

(5) 現場内への立入制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要に応じ安全施設を設置するものとする。

(6) 防塵対策

防塵対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地の状況等により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(7) 境界付近の施工等

境界付近の施工において、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は施設の保全を十分考慮して行うものとする。

(8) 土砂等の流出防止工

天気予報について十分な注意を払い、工事区域外への土砂等の流出防止に努めなければならない。

3. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用進入路等

(1) 受注者は、図面に基づき小前田用水路2、3・4号サイホン仮設ヤード工事用進入路の設置(敷鉄板を敷設)を行う。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任においてしなければならない。使用後は、原形に復旧するものとする。

(2) 善良な使用にも関わらず路面及び構造物に損傷を与えた場合は監督職員と協議するものとする。

2. 現場発生材の搬出先

本工事の施工に伴い発生する金属くず(ネットフェンス、ゲート、スクリーン等)の搬出先是下記に示す場所とし、搬出予定数量は以下のとおりである。

名 称	搬出先(住所)	搬出予定数量	適 用
ネットフェンス	深谷市大谷2830-2 (運搬距離 4.8km を想定)	L=504.0m	H1000
ゲート	深谷市大谷2830-2 (運搬距離 4.4km を想定)	1式	B=550 H=500
スクリーン	深谷市大谷2830-2 (運搬距離 4.8km を想定)	1式	H=600 W=600

3. 建設発生土の搬出

(1) 残土搬出

本工事では、図面に示す残土を下記に示す場所に搬出するものとする。搬出予定数量は以下のとおりである。

搬出先	搬出期間	搬出予定量	摘要
大池(深谷市山崎地内) (運搬距離 9.3km)	令和7年10月から 令和8年2月まで	2629.3m ³	放土・均し※1
㈱H K C(大里郡寄居町今市地内) (運搬距離 7.3km)	令和7年10月から 令和8年2月まで	2130.8m ³	残土処分※2

※1 残土搬出に当たっては、土壤環境基準 別表の各項目に記載の試験を実施するものとする。

なお、一部残土については過年度に試験済であることから、監督職員に確認するものとする。

※2 残土処分に当たっては、土壤含有量調査を実施するものとする。なお、一部残土については過年度に試験済であることから、監督職員に確認するものとする。

(2) 建設発生土受入地

本工事では、発生土として次の土量の搬出を予定している。

搬出先	地先名	搬出予定量	摘要
大谷仮置き場 (運搬距離 1.5~3.0km を 想定)	深谷市大谷	43.4m ³	現地土

4. 水替え工

本現場内における、湧水及び排水流入は無いものと想定している。既設サイホン内の残水は、上流側より順次下流側に排水するものとする。

また、各サイホンの排水量は以下を想定している。

小前田用水路 1号サイホン 測点 BP～No. 14+8.233 : Q=14.34m³ /箇所

小前田用水路 2号サイホン 測点 No. 18+9.409～No. 20+13.225 : Q=51.70m³ /箇所

小前田用水路 3号サイホン 測点 IP3+0.192～No. 24+0.280 : Q=18.32m³ /箇所

小前田用水路 4号サイホン 測点 IP6+0.800～IP6+6.090 : Q=2.66m³ /箇所

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

2. 着手前現地状況等の測定記録

以下の項目について着手前現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

(1) 基盤・表土面標高（施工前・施工後）

(2) 既設施設等（既設埋設管、畦畔、暗渠排水管等）の位置

(3) 架空線等上空施設（位置、種類、高さ）

3. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員及び地権者の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控え杭を設置するものとする。

また、予め別図に示す敷鉄板等を実施するとともに、使用に際し異物、雑物等が混入しないよう対策を講じなければならない。

なお、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、地権者より土地返還引受書を徴収するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであるが、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 管更生材

本工事で使用する管更生材の規格及び品質については、次に示すとおりである。

品質項目	照査方法	規格値
曲げ応力	JIS K 7171	135MPa 以上
曲げ弾性率	JIS K 7171	7000MPa 以上
引張強さ	JIS K 7161	81MPa 以上

工事で採用する工法については、事前に設計条件に基づいた構造計算書及び設計仕様、施工方法、粗度係数を検証した公的機関の試験データ及び水理計算書等を添付して、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、具体的な施工方法については、管路更生専門技士の立会の上で工法協会の通知する推奨施工管理書を厳守し、施工後の調査工にて目視による品質確認を行うこととする。

管路更生専門技士とは、各工法協会が実際に施工する技術者を対象に行っている実技研修を伴う技能講習会を修了したものと指す。

1) 小前田用水路1号サイホン

既設管：HP管、 ϕ 400mm、L=27.903m (SL=27.928m)

管の仕上がり内径：350mm 以上

管に作用する内圧：0.03Mpa

荷重条件：軌道荷重KS15 又は自動車荷重T-14 の大きい方

土被り：最小 0.88m、最大 2.46m

2) 小前田用水路2号サイホン

既設管：HP管、 ϕ 400mm、L=102.706m (SL=102.850m)

管の仕上がり内径：350mm 以上

管に作用する内圧：0.03MPa

荷重条件：自動車荷重T-14

土被り：最小 0.50m、最大 1.50m

3) 小前田用水路 3号サイホン

既設管 : HP 管、 ϕ 600mm、L= 14.777m (SL= 14.778m)

管の仕上がり内径 : 340mm 以上

管に作用する内圧 : 0.02MPa

荷重条件 : 自動車荷重 T-25

土被り : 最小 0.88m、最大 2.46m

4) 小前田用水路 4号サイホン

既設管 : HP 管、 ϕ 400mm、L= 5.290m (SL= 5.297m)

管の仕上がり内径 : 350mm 以上

管に作用する内圧 : 0.02MPa

荷重条件 : 自動車荷重 T-14

土被り : 最小 0.50m、最大 1.50m

(2) 鋼材類

1) ネットフェンス 菱形金網 H=1.2m 溶融亜鉛メッキ塗装

2) ゲート 鋼製スライドゲート (SUS304)

3) スクリーン 鋼製スクリーン (戸当たり含む) (SUS304)

(3) ひび割れ補修材

1) ひび割れ充填用エポキシ樹脂系弾性シーリング材

品質項目	照査方法	規格値
伸縮追従性試験 5.17 耐久性試験	JIS A 1439 5.17 耐久性試験	JIS A 5758 F-20LM 耐久性区分 8020 以上
付着強度試験 5.9 水浸せき後の接着性試験及び 5.3 引張特性試験による付着強度の比	JIS A 1439 5.9 水浸せき後の接着性試験及び 5.3 引張特性試験による付着強度の比	強度保持率 60%以上 (水中浸せき／標準)

2) ひび割れ充填用可とう性エポキシ樹脂

試験方法等	照査方法	規格値	
引張強さ試験	JIS K 6251	各試験における引張強さ	
伸び試験	1号ダンベル形状引張速度 200 $\pm 20\text{mm/min}$ 標準条件 : JIS K 6250 6. 試験室の標準条件で 14 日間養生を行う。 低温条件:標準条件の養生後、 $0 \pm 3^\circ\text{C}$ で 16 時間養生を行う。 加熱劣化条件 : 標準条件の養生後、 $80 \pm 3^\circ\text{C}$ で 14 日間養生を行う。	標準条件	1.0N/mm ² 以上
		低温条件	1.0N/mm ² 以上
		加熱劣化条件	1.0N/mm ² 以上
		各試験条件における伸び	
		標準条件	30%以上
		低温条件	30%以上
		加熱劣化条件	30%以上
引張接着強さ	JIS A 1439 5.20	標準条件	最大引張応力

試験	引張接着性試験		1.0N/mm ² 以上
引張接着時伸び試験			最大荷重時伸び率10%以上

3) ひび割れ注入用エポキシ樹脂系材

品質項目	照査方法	規格値	
粘度又はチキソトロピック係数	JIS K 6833	粘度 1.0Pa·s 以下 チキソトロピック係数 4±1	
可使時間	温度上昇法	30 分以上	
効果収縮率	JIS A 6024	3%以下	
付着強さ	乾燥面 湿潤面	JIS A 6024	6.0N/mm ² 以上 3.0N/mm ² 以上

(4) 断面修復材 ポリマーセメントモルタル

品質項目	照査方法	規格値
付着強度試験	JSCE-K 561 供試体の被覆厚さ 20mm を標準とする。 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 20±2°C、相対湿度 60±10%で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数は 10 サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件 1.5N/mm ² 以上
		多湿条件 1.5N/mm ² 以上
		低温条件 1.5N/mm ² 以上
		水中条件 1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
		温冷繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	21.0N/mm ² 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2°C、湿度 50±5%	2 日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05%以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A 法) 試験条件：凍結融解 300 サイクル	相対動弾性係数 85%以上

(5) 目地充填材 土木用弾性シーリング材

品質項目	照査方法	規格値
紫外線による劣化	JSCE-K 511 (キセノン式 1,000 時間又はサンシャイン式 600 時間)	膨れ、ひび割れ、剥がれがないこと
伸び率	JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	標準条件 伸び 100 %以上
	+23°C水中で 28 日浸せき後、JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	水中条件 伸び 60 %以上

	5°Cで28日養生後、JIS A 1439の5.20の「引張接着性試験」	低温条件 伸び100%以上
水圧による漏水	目地充填工法の止水性試験方法（案） (試験水圧0.1 MPa、水圧保持時間3分)。	漏水が認められないこと
伸縮による剥離・破断	JIS A 1439の5.17の「耐久性試験」における目地幅の拡大・縮小。 変形率 ±20%×繰返し回数3,650回。 評価はJIS A 5758の8、「検査」による。	剥離・破断のないこと
吸水率	+23°C水中で28日浸せき後、JIS K 6251ダブル2号試験体の重量変化率をJIS A 1439の5.20「養生後」と比較。	吸水率10%以下
50%モジュラス	JIS A 1439の5.20の「引張接着性試験」	50%モジュラス 0.2 N/mm ² 以上

(6) バックアップ材 硬質スポンジ 20×5

(7) その他

1) 土木安定シート 強度1,220N/5cm以上かつ厚さ0.37mm以上

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
管更生材	カタログ、製造証明書、試験成績書
ひび割れ充填材	カタログ、試験成績書
ひび割れ注入材	カタログ、試験成績書
断面修復材	カタログ、試験成績書
目地充填材	カタログ、試験成績書
ゲート	カタログ、試験成績書
スクリーン	カタログ、試験成績書
ネットフェンス	カタログ、試験成績書
土木安定シート	カタログ、試験成績書
その他材料（監督職員が指示するもの）	カタログ又は試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
管更生材	寸法・外観	現場搬入時（抽出）

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	22*1524*6096	埼玉県深谷市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事で使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。

ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期 (一般監督)	備考
管更生工	製管内径、内面状況、端部処理状況 屈曲部のシワ	サイホン毎に製管完了後	

(3) 補装切断に伴う排水等の処理

補装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 建設資材廃棄物の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理 施設名	住所	受け入れ 時間	事業区分
廃シート類	(株)シタラ興産	深谷市折之口稜威ヶ原 1786-1 他	8:30~17:30	再資源化施設業者
As殻	大成ロテック(株) 花園合材工場	埼玉県深谷市荒川 35	8:00~17:00	再資源化施設業者

アスファルト汚泥	(株) ネットワークジャパン	加須市北平野 235-1	8:00～19:00	再資源化施設業者
----------	----------------	--------------	------------	----------

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

4. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊し工

1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。

2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 構造物撤去工

再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行うものとする。

なお、再利用が不可と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(3) 運搬処理工

撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

5. 耕地復旧

工事施工上必要な用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

借地部

借地部の復旧に当たって、耕土等には、絶対に碎石等を混入させてはならない。

やむを得なく混入した場合は、受注者の責任で混入物を取り除いて処理するものとする。

6. 管更生工

(1) 施工前現場実測

更生材発注の前に、当該現場の実態を把握すべく既設管の管径、管路区間延長等の各種実測を行うものとする。

1) 既設管管径の実測

既設管の管径を現地で確認するものとする。

施行前に行う既設管の内径の計測は、直接更生材の厚さを計測できない中間部の更生管厚及び更生管と既設管の隙間の出来形管理に用いるものとし、中間部は施工後の内径計測と同じ位置の概ね 20m に 1 か所の頻度で計測するものとする。

なお、計測位置は測点や管口からの距離で管理するものとする。

2) 管路区間延長の実測

該当区間を実測し、屈曲箇所等を考慮した上で延長を確認するものとする。

3) その他

現場周辺の状況を確認し、工事車両の進入路や配置等を適正に行うものとする。

(2) 施工前管路内調査

施工に先立ち目視による直接調査又は既設管内の T V カメラ調査(傾斜部等で目視による直接調査が困難な場合)を行い、施工に支障のある障害物の有無を確認し、事前処理工の必要がある場合には処理方法を検討するものとする。

1) 段差、隙間、管ズレ、屈曲等の確認

既設管の段差、隙間、管ズレ、屈曲等について確認するものとする。

管路内調査等の結果、施工に支障のあることが確認された場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 事前処理工の検討

事前処理を行う必要のあるモルタルや錆こぶ等の堆積物、鉄筋の突出、浸入水等の有無を確認し、それらが認められた場合は、事前処理方法等について監督職員と協議するものとする。

処理方法及びその費用は監督職員と協議するものとする。

(3) 事前処理工

施工前管路内調査の結果に基づき、施工に支障を来す要因の内容に基づいて処理方法を選定し、事前処理工を行うものとする。

1) 突き出し、錆こぶ、モルタル等の除去

管路内の異物や突き出し等は、完全に異物を除去するものとする。

2) 浸入水の仮止水

更生材の性能に支障を来すような浸入水がある場合は、仮止水を行う。仮止水の方法については、パッカー注入、部分補修等による止水の方法を検討し、当該現場に最も適した方法で行うものとする。

(4) 施工前管路内洗浄工

更生工の直前に既設管内の洗浄を十分に行い、出来形に悪影響を及ぼす可能性のある土砂、小石、管壁破損片等を完全に除去するものとする。

洗浄後に目視又はTVカメラにて、既設管内が十分に洗浄されているかどうかの確認を行い、既設管内に施工に支障を来しそうな異物が残留している場合は、再度管路内洗浄を行うものとする。

(5) 更生材挿入工

更生材の搬送は、保管容器等に入れ、低温（熱硬化タイプ）、遮光（光硬化タイプ）、損傷防止に留意して行うものとする。

保管温度は、メーカー等が定めた温度を遵守するものとする。

施工作業は、工法の施工に必要な技術資格保有者が作業に従事するとともに、それぞれの工法協会等が定めた施工マニュアルに従うものとする。

(6) 加熱・拡径工・復元工

既設管内に挿入した更生材を、空気圧、水圧、蒸気圧により拡径する。加熱・拡径の際には、加熱時の更生材内圧力管理、管表面温度管理等を行うものとする。

拡径状況は目視で隨時確認し、過剰な拡径が見られた場合は速やかに減圧するものとする。

(7) 硬化工（熱・光硬化タイプ）

既設管内に挿入し、水圧・空気圧によって拡径した更生材を、温水循環や蒸気による熱硬化や光硬化（UV）によって硬化させるものとする。

硬化時は、更生材内圧力、硬化温度、硬化時間等について管理を行うものとする。

(8) 冷却工

更生材の表面温度が規定値になるまで、冷水や圧縮空気による冷却・冷却固化を行うものとする。

(9) 端部（管口）処理工

硬化・固化後に端部から漏水・まくれ等が発生しないよう端部処理材料等を用いて端部処理を行うものとする。端部処理は、更生管の耐用年数にも対応した方法で行わなければならない。

端部処理は更生材の硬化収縮が収束した段階で行うものとする。

(10) 補修工

1) 管更生工の完了直後及び供用開始後における管内調査の結果から、不具合箇所において補修工による対策が妥当であると認められる場合、監督職員と補修方法及び費用負担等について協議し、承諾を得てから行うものとする。また、その他監督職員が指示する箇所についても、補修等の対策を行うものとする。

2) 補修工に際しては、補修材料及び更生材料との接点材料が更生材料と同等、若しくはそれ以上の強度を有することを証明する試験結果等の資料を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

7. 補修工

(1) 準備工

1) 汚泥等はスコップ、バックホウ等により除去し、水路敷地へ存置することとしているが、現場条件などにより運搬、処分が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

2) 涌水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 洗浄工

1) 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥や苔、油脂類等の付着物を洗浄除去するものとする。

2) 標準洗浄圧は 14.7MPa を想定しているが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

3) 洗浄水の処理は想定していないが、処理が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 補修の範囲

補修範囲は、高圧洗浄作業後、受注者側で変状位置や補修範囲を確認し、補修工展開図の作成、写真等を整理して監督職員に提出するとともに対策工法の確認を得るものとする。

なお、上記により新たに補修を必要とするひび割れ (0.2mm 以上) 等を確認した場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 断面修復工（左官工法）

1) ピック、コンクリートブレーカ等を用い脆弱部を除去するものとする。

2) 鉄筋が露出している場合は、劣化部の範囲より多少広く設定しコンクリートカッターを入れ、鉄筋背面まではつり、ワイヤブラシ等で入念に鏽落しを行った上で清掃する。

3) プライマーは、塗り残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

4) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。なお、修復厚が 3cm 以上ある場合は、1 層を 3cm 以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。

5) 日平均気温が 4℃ 以下になることが予想される場合、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6) 施工材料は、JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰返し回数は 10 サイクル) の標準条件に則り付着強度の検査を行い、規格値 1.5N/mm^2 以上を満たす材料監督職員へ事前に報告した上で、施工しなければならない。

(5) ひび割れ補修工（低圧注入工法）

1) ひび割れ部のコンクリート表面をワイヤブラシ等を用い、ひび割れに沿ってレイタン

スや塵芥を除去し清掃するものとする。

- 2) ひび割れ部表面をシーリング材により注入材が流出しないようにシーリングするものとする。
- 3) シーリング材が硬化した後、注入用器具（シリンダー等）を取付け、注入圧力 0.4N/mm^2 以下で注入材を注入する。必要に応じて、注入材の補充（追加注入）を行うものとする。
- 4) 注入完了後は、注入器具を取り付けたまま硬化養生をするものとする。
- 5) ディスクサンダー等でシーリング材を除去し、表面を平滑な面に仕上げるものとする。

(6) ひび割れ補修工（充填工法）

- 1) ひび割れは別添図面に示すとおり溝はつりを行い、溝内面の汚れ、切粉等を除去した後、プライマーを塗布し充填材を充填し、へら、コテ等を用いて表面を平滑に仕上げるものとする。
- 2) 充填材が硬化するまで、ほこり等がつかないように、また、降雨の恐れがあるときは、シート等で必要な養生を行うものとする。
- 3) 表面仕上げ
養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

4) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が $4\text{ }^\circ\text{C}$ 以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(7) 目地補修工（充填工法）

- 1) 原則として、目地は既設目地と同位置に設けることとする。
- 2) 既設目地の両端をコンクリートカッターにより切削後、ピック等によりはつり取り、目地側壁に付着している異物を除去の上、表面をディスクグラインダーによりケレンするものとする。
- 3) 必要に応じてバックアップ材を設置するものとし、事前に監督職員と協議するものとする。また、切削面は必要に応じてバーナー等により十分に乾燥させたのち、事前に監督職員の承諾を得たプライマーをローラー、刷毛等により塗布し、充填材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。
- 4) 水路側壁外からの湧水が有る場合は、あらかじめ監督職員と協議のうえ止水処理又は導水処理を行うものとする。

8. ゲート・スクリーン工

(1) 据付工

1) 一般事項

ゲート・スクリーンの製作にあたっては、設置個所再計測を実施したのち製作図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

2) ゲート・スクリーンの据付

- ①設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- ②ゲート・スクリーンの据付の際に重機等を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- ③ゲート・スクリーンの据付に当たっては機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

(2) 撤去工

既設ゲート・スクリーンの撤去に当たっては、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。撤去したゲート・スクリーンは、重量を計測し、監督職員の指示する発生材仮置き場まで運搬するものとする。

9. 仮設工

(1) 仮設ヤード

- 1) 仮設ヤードは直接土木安定シートと敷鉄板を敷設するものとするが、現場条件及び地権者等の意向により表土剥ぎを実施する場合は、監督職員、地権者等の立会により、表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員へ提出しなければならない。
- 2) 地形勾配等により仮設ヤードに盛土が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(2) 出来形管理

直接測定による出来形管理は、以下に示す項目について硬化時の収縮が収まった後に行うものとする。

ただし、工法により下表により難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
管更生工	外観	キズ、亀裂、断裂の不良箇所が認められず、更生管の性能を損なうフィルムはがれ、浮き、変色、硬化不良箇所等が認められないこと	全施工延長 目視による外観検査

	更生管内径	最低確保内径以上	管端部、中間派20mに1か所 (縫い目や重ね合わせ部は除く)、段差部、屈曲部の4点 (0° , 90° , 180° , 270°)
	更生管厚さ	設計厚さ以上であること	管端部 4 点 (0° , 90° , 180° , 270°)
	施工延長	設計延長以上	実測による
	更生管のシワ	呼び径の2%以内	断面の位置・規模、縦断長さ、 縦・横シワの区分を計測
	既設管と管更生の隙間	最大隙間量が5mm以下	発進部及び到達部の管口にて既設管と管更生の隙間を確認
	管口端部処理	端部処理に異常がないこと	浸入水、仕上げ材の剥離、ひび割れ等の異常がないことを確認
水路洗浄工	外観	表面に泥や苔、油脂類等の付着物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね50～100mごとに1箇所の割合で処理面を目視確認する。
断面修復工 (左官工法)	長さ	+5mm、-0mm	各補修箇所とする。
	幅	+5mm、-0mm	各補修箇所とする。
	厚さ	+5mm、-0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。但し、小規模補修(概ね1 m ² 未満)は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がってること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	—	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

ひび割れ補修工（充填工）	延長	-0mm	各補修箇所とする。
	溝はつり幅	-0mm	各補修箇所、但し1箇所当たりの施工延長が10m以上 の場合は、施工延長概ね10 mごとに1箇所の割合で測定する。
	溝はつり深さ	-0mm	各補修箇所、但し1箇所当たりの施工延長が10m以上 の場合は、施工延長概ね10 mごとに1箇所の割合で測定する。
	充填量	設計量以上	充填総量を確認する。

撮影記録による出来形管理は、以下に示すものほか、「土木工事施工管理基準」第2表撮影記録による出来形管理 1. 共通工事により撮影する。

工種	項目	撮影基準	撮影箇所
管更生工	材料・品質等	スパンごと	使用材料の保管・確認状況、現場試験体採取状況、試験実施状況
	事前処理工	箇所ごと	管内洗浄、障害物除去、止水等の施工状況
	更生工	スパンごと箇所ごと	更生管延長、挿入(引き込み状況、圧力管理)・硬化(圧力管理、温度管理)の施工状況 仕上がり厚さ・内径、更生管と既設管の隙間、仕上がり状況(施工前後)
	管内検査工	適宜 箇所ごと	目視又はTVカメラによる検査状況 シワ・たるみ・剥離・漏水・変色・ひび割れ等の異常(遠景と近景を撮影し、計測後、展開図へ記録)
水路洗浄工		施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況等を撮影する。

ひび割れ補修工（充填工法）	施工(水路)延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、各補修箇所の延長、補修箇所の溝はりの幅と深さを撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

(3) 品質管理

工区ごとの発進部及び到達部の2か所で採取用の仮設配管等を行い、円管形状の試験体を採取する。

なお、現場条件や試験条件により、短冊の試験体とする場合は、短冊と円管の特性を踏まえた申告値とこれらの物性値を求めた試験成績書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。また、以下に定める試験方法以外となる場合は、試験方法や試験体本数などを監督職員に提出して承諾を得なければならない。

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	規格値
管更生工	曲げ強度	JIS K 7038(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP z)管- リングの初期変位に対する破壊強さの試験方法)	現場で採取した円管状の試験体を使用して曲げ強度を測定	試験値が短期保証値を上回ること
	曲げ弾性係数	JIS K 7013(繊維強化プラスチック管)の扁平試験	現場で採取した円管状の試験体を使用して曲げ弾性係数を測定	試験値が短期保証値を上回ること
	引張強度	JIS K 7037(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管- 見掛けの初期周方向引張強さの求め方)	現場で採取した円管状の試験体を使用して引張強度を測定	試験値が短期保証値を上回ること
断面修復工（左官工法）	圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：断面修復施工中の材料練り混ぜ中のものから採取

				<p>②試験頻度：施工延長概ね50～100m毎に1回</p> <p>③試験体：円柱供試験体（φ 50mm × 100mm）を1回につき3本採取作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生</p>
--	--	--	--	---

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（4）写真の納品

受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品す

るものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第 30 条によるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 掘削土の土質に著しい相違があった場合
- 2) 購入土が必要になった場合
- 3) 土質試験の結果、埋戻材等について変更が生じた場合
- 4) 土質調査が必要となった場合
- 5) 破碎の必要な転石等の出現があった場合
- 6) 地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）の出現があった場合
- 7) 指定仮設に変更が生じた場合
- 8) 産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- 9) 産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- 10) 仮置場に変更が生じた場合
- 11) 工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要が生じた場合
- 12) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- 13) 管更生工において突き出し、鏽こぶの処理や浸入水対策が必要となった場合
- 14) 排水量及び排水処理工法に変更が生じた場合
- 15) 運搬土量に変更が生じた場合
- 16) 防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合
- 17) 第三者との協議等による変更が生じた場合
- 18) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- 19) 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合
- 20) 既設水路内の堆積物の運搬・処分が必要となった場合
- 21) 補修範囲が図面と異なる場合
- 22) 原形復旧を追加する必要が生じた場合

- 23) 交通誘導警備員の配置、人数に変更が生じた場合
- 24) 歩掛調査等の追加が生じた場合
- 25) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- 26) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- 27) 既設利用を計画していた施設の補修・補強等の必要が生じた場合。
- 28) 水路内洗浄工の圧力変更が必要となった場合
- 29) ゲート・スクリーンの追加が必要となった場合
- 30) 水路改修が必要となった場合
- 31) 仮設用地にて、目隠しフェンス等の施設が必要となった場合
- 32) 土壌調査の数量に変更が生じた場合
- 33) その他精査により変更が生じた場合
- 34) その他監督職員が必要と認めたもの

第13章 その他

1. 契約後VE方式

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- ① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を

受注者に求めることができる。

- ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑦の VE 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議によるものとする。

(2) 円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等

に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（5）建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（6）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（1）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盜難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）

	②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
--	--

7. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必

要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率28.5%（8日/28日）以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

8. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『小前田用水路、左・右幹線、本郷用水路、武川用水路区間（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。
また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。
なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。
一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。
- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。
調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。
また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期間までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている163日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年2月10日（工事完了期限日）まで

14. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30°C以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（W B G T）を用いることを標準とする。なおW B G Tを用いる場合は、W B G Tが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
補正值(%) = 真夏日率(%) × 補正係数※
※ 補正係数 : 1.2

- 16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
 - (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

17. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。